## お済みになりましたか 軽自動車などの廃車や 名義変更は4月1日までに

軽自動車税は4月1日現在の所有者 に課税されます。4月1日までに廃車さ れた方は平成25年度の軽自動車税は課 税されません。

軽自動車などを売ったり、譲ったり、 廃棄された方は必ず所定の手続きをして ください。また、転出や転入をした方も 早めに住所変更手続きを済ませてくださ V

軽自動車についての各種手続きは、販 売店または下記窓口へお願いします。

▼原動機付自転車(125cc 以下) 小型特殊自動車

周防大島町役場 各総合支所・出張所

- ▼軽自動車 2 輪 (125 超~ 250cc 以下) 山口県軽自動車協会
  - **25** 083 (922) 8877
- ▼ 2 輪の小型自動車(250cc 超)

山口運輸支局 2050 (5540) 2073

▼4輪軽自動車

山口県軽自動車検査協会

**25** 083 (924) 0542

◆ 問い合わせ

税務課 ☎ 0820 (74) 1008

## 家畜飼養者の皆さまへ

◎全ての反芻獣・豚・馬・家きんは1頭、1羽からの報告 が義務化されています

近年の宮崎県における口蹄疫や全国各地での高病原性鳥インフルエ ンザの発生を踏まえて、家畜伝染病予防法が改正され、家畜伝染病の 発生予防やまん延防止のため、平成23年より家畜や家禽の所有者は、 毎年1回、飼養している家畜や家きんの頭羽数及び飼養衛生管理の状 況について報告が必要となりました。

つきましては、次のとおり、報告をよろしくお願いします。

《対象家畜》牛、水牛、馬、鹿、羊、山羊、豚、いのしし(1頭以上) 《対象家禽》鶏、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、 あいがも(1羽以上)

なお、小規模飼養者は家畜の種類と頭羽数のみの報告となります。 小規模飼養者とは、

- ●牛・水牛・馬 1 頭
- ●鹿・羊・山羊・豚・いのしし 5頭以下
- ●鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも — 99 羽以下
- ●だちょう 9羽以下
- ◆報告期限 3月11日月
- ◆提出場所 農林課または各総合支所、出張所

※報告様式につきましては、周防大島町役場 農林課までお問い合わ せください。または農林水産省の家畜伝染病予防法の改正HPからも ダウンロード可能です。

表します。

おける最大級の津波を想定して、

大津波警報や津波警報を発

場

合は、

0)

海域

マグニチュード8を超える巨大地震 津波警報・注意報等の主な変更内容

という言葉で発表して非常事態であることを伝えま

このとき、予想される津波の高さを、「巨

大」という言葉を見たり聞いたりしたら、

◆ 問い合わせ 農林課 農林振興班 ☎ 0820 (79) 1002 東部家畜保健衛生所 ☎ 0820 (22) 2416

スの津波が来ると思って、

ただちにより高い場所に避難しま

東日本大震災クラ

	予想される津波の高さ		
	高さの区分	数値での発表	巨大地震の 場合の表現
大津波 警 報	10 m∼	10 m超	
	5 m∼ 10 m	10 m	巨大
	3 m∼5 m	5 m	
津波警報	1 m~3 m	3 m	高い
津波注意報	20 cm∼ 1 m	1 m	(表記しない)

## 津波から命を守るためには、

- ●強い揺れ、弱くてもゆっく りとした長い揺れを感じたら
- ●揺れがなくても、津波警報 を見聞きしたら



※津波警報等の変更内容等について、詳しく は気象庁ホームページをご覧ください。

◆問い合わせ 下関地方気象台 防災業務課 **2**083 (234) 4007

波の高さを数値で表さずに た津波の高さを見て、 しょう! 大津波警報や津波警報 観測中」 と発表されたら これが最大だと誤解しな が発表されている時 「観測中」 これから高い と発表する場合があり には、 ように、 観測さ 波が 津れ

気象庁では、 北地方太平洋沖 .地震による津波被害の 3月7日 悠害の甚大

開始します。

さに鑑み、

正午より新しい発表基準や情報文による津波警報等の運用を

津波警報等の改善に向けた検討を行い、

## 3月7日から津波警報が変わります

大」、「高

ず。